

建物(防火対象物)またはテナント等の名称を記入してください。

〇〇〇マンション 消防計画 (防火管理規程)

建物(防火対象物)またはテナント等の名称を記入してください。

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇マンションにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

建物(防火対象物)またはテナント等の名称を記入してください。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当〇〇〇マンションに居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

自衛消防隊の編成を記入(役職名のみでも構いません)

必要に応じ、班員を記入して下さい。

(自衛消防組織)

第4条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長	任 務 別	班 長	班 員
防火管理者 ●● ○○○	通報連絡班	○○ ○○	○○ ○○
	消 火 班	○○ ○○	○○ ○○
	避難誘導班	○○ ○○	○○ ○○

(建物等の自主検査)

第5条 防火管理者は、次の事項について日常の検査を実施するものとする。

- (1) 通路及び階段に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 消防用設備等、電気設備(共用部分)に外観上異常がないか。

(火気の管理)

第6条 防火管理者は、共用室・共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

点検業者に委託して実施する場合は、その予定業者名を記入してください。

(消防用設備等の点検)

第7条 当マンションの消防用設備等の機能を維持管理するために（〇〇〇〇 防災株式会社に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日		
	機 器 点 検		総 合 点 検
消 火 器	4月 1日	10月 1日	
自動火災報知設備	4月 1日	10月 1日	10月 1日
避 難 器 具	4月 1日	10月 1日	10月 1日

- ・ 設置されている消防用設備等の機器・総合点検の実施月日を記入して下さい。
- ・ 点検の期間:機器点検 6 か月、総合点検 1 年
- ・ 機器点検のみの消防用設備等:消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備

(消防用設備等の点検結果報告)

第8条 防火管理者は、前条の点検を実施した時は、その結果を防火管理台帳に記録するとともに、3年に1回消防署長に報告しなければならない。

特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物3年に1回点検業者に委託して実施する場合は、その予定業者名を記入してください。

(不備欠陥等の整備)

第9条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、自治会長 会長 〇〇●●（管理権原者）に報告し、改善を図るよう要請しなければならない。

(震災対策)

第10条 防火管理者は、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

東海地震に関する警戒宣言の発令を知った者は、直ちに防火管理者に通報するものとし、防火管理者は居住者にその事実を知らせるとともに、出火防止等の応急対策について助言しなければならない。

(訓練及び教育)

第11条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び居住者の防火意識の向上を図るため、次の訓

特定防火対象物においては、年2回以上の消火、避難訓練が必要ですので、実施（予定）月を記入下さい。また、震災訓練、総合訓練を行う場合は、記入下さい。

練・教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報及び避難訓練
- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

2 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 11月	震災訓練	11月
避難訓練	___月 11月		
通報訓練	___月 11月	総合訓練	11月

(入居者に対する指導)

第12条 防火管理者は、新たに入居することとなった者に対し、居住者が守るべき事項を記載したパンフレット（※別添参照）を渡し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

(工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたてる。

- (1) 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を作成する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に著しく影響を及ぼすときは、消防機関に相談し、必要に応じて工事中の消防計画を作成する。

- (2) 工事関係者等の遵守事項

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ 火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

カ 工事用のシート等を使用する場合は、防災物品を使用すること

(消防機関への報告、連絡)

第14条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

(防火管理業務の一部委託)

第15条 _____の防火管理業務の一部は、_____ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

管理権原者等が、火気使用箇所の点検や消防用設備等の作動・制御等の監視、火災時の初動対応など防火管理業務の一部を警備会社やビルメンテナンス会社に委託し、派遣された警備員が常駐(常駐方式)や巡回(巡回方式)、又は機械監視(遠隔移報方式)による防火管理業務の一部委託を行っている場合には、記入して下さい。

また、委託状況が分かる委託契約、業務内容など添付して下さい。

附 則

この計画は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

- ・ 計画が施行される年月日を記入下さい。
- ・ 防火管理者の変更等による場合は、前回の附則に変更に伴う附則を追記(記入)して下さい。(アンダーライン部分)

<例>

附 則

この計画は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この計画は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

○○○ マンションにお住まいの皆さまへ

法律によって、マンションやアパートなどで50人以上の人が居住するときは、防火の監督者、責任者として「防火管理者」を定め、その建物の防火や火災対策の取り決めを「消防計画」として作成することが義務づけられています。

このたび、私 ●● ○○○ が居住者を代表しまして防火管理者として 自治会長 会長 ○○ ●● (管理権原者) から選任されました。つきましては、私たち一人ひとりのために消防計画のうち皆さまに守っていただく事項をあげておきましたのでご協力をお願いします。

□ 居住者は火災予防上必要な次の事項を守らなければなりません。

1 火災予防上守らなければならないこと。

- (1) ガスコンロ、ストーブなどの火気使用器具やアイロンなどの発熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全の確認など正しく管理に努めること。
- (2) 喫煙は灰皿のある場所で行い、吸いがらの後始末は確実にを行うこと。
- (3) 強風時には、焼却炉の使用、たき火などは行わないこと。
- (4) 灯油、LPGなどの危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
- (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板などの付近には避難に障害となる物品などを置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
- (7) 廊下、EVホール等の共用部分には、可燃物を存置せず、放火させない環境づくりに努めること。

2 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具、火気使用器具などの転倒防止及び物品の落下防止の措置をとること。
- (2) 石油ストーブは、油漏れに注意し、給油に際しては消火してから行うこと。
- (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品などを準備するよう努めること。
- (4) 毎月1日に家族防災会議を又は自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合いをするよう努めること。

□ 居住者は、災害が発生した場合、次によりの確に活動しなければなりません。

1 火災時の措置

- (1) 火災を発見した者は、119番通報したのち非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
- (2) 火災現場付近に居る者は、消火器などを使って初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れた者や、負傷者を発見した者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。

(4) 避難する場合は、財物、衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。

(5) 火災発生場所の居住者や関係者は、消防隊へ積極的に情報提供を行うこと。

2 地震発生時の措置

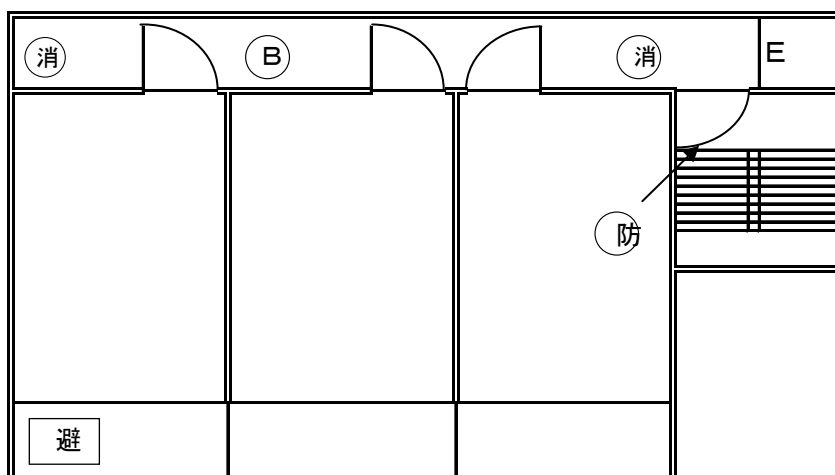
(1) 出火防止のためガスレンジ、湯沸器、ストーブなどの火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口となるドアなどを開けておくこと。

(2) 火災が発生した場合は、他に優先して消火活動を行い、負傷者等が発生した場合は居住者が協力して救護にあたること。

□ 訓練及び防災教育への参加

居住者は、防火管理者が実施する消火や避難などの訓練に積極的に参加し、防火、防災思想の高揚、人命安全上必要な知識の習得等に努めること。

各階の消防用設備等配置図



記号例 ①…消火器 ②…非常ベル
③…避難はしご ④…防火戸

“私たちの住まいは 私たちで守ろう”

自治会長 〇〇〇 〇〇

TEL、 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

防火管理者 〇〇〇 〇〇

TEL、 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

可茂消防事務組合 〇 消防署

TEL、 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、当_____に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

（自衛消防組織）

第4条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長	任 務 別	班 長	班 員
防火管理者	通報連絡班		
	消 火 班		
	避難誘導班		

（建物等の自主検査）

第5条 防火管理者は、次の事項について日常の検査を実施するものとする。

- (1) 通路及び階段に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 消防用設備等、電気設備（共用部分）に外観上異常がないか。

(火気の管理)

第6条 防火管理者は、共用室・共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第7条 当マンションの消防用設備等の機能を維持管理するために（_____防災株式会社に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施月日		
	機器点検		総合点検
消火器	月 日	月 日	
自動火災報知設備	月 日	月 日	月 日
避難器具	月 日	月 日	月 日

(消防用設備等の点検結果報告)

第8条 防火管理者は、前条の点検を実施した時は、その結果を防火管理台帳に記録するとともに、3年に1回消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第9条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、_____（管理権原者）に報告し、改善を図るよう要請しなければならない。

(震災対策)

第10条 防火管理者は、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

東海地震に関する警戒宣言の発令を知った者は、直ちに防火管理者に通報するものとし、防火管理者は居住者にその事実を知らせるとともに、出火防止等の応急対策について助言しなければならない。

(訓練及び教育)

第11条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び居住者の防火意識の向上を図るため、次の訓練・教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報及び避難訓練
- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知

(4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

2 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	震災訓練	___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月	総合訓練	___月

(入居者に対する指導)

第12条 防火管理者は、新たに入居することとなった者に対し、居住者が守るべき事項を記載したパンフレット（※別添参照）を渡し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

(工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたてる。

(1) 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を作成する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に著しく影響を及ぼすときは、消防機関に相談し、必要に応じて工事中の消防計画を作成する。

(2) 工事関係者等の遵守事項

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ 火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

カ 工事用のシート等を使用する場合は、防災物品を使用すること

(消防機関への報告、連絡)

第14条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

(防火管理業務の一部委託)

第15条 _____の防火管理業務の一部は、_____ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

○○○ マンションにお住まいの皆さまへ

法律によって、マンションやアパートなどで50人以上の人が居住するときは、防火の監督者、責任者として「防火管理者」を定め、その建物の防火や火災対策の取り決めに「消防計画」として作成することが義務づけられています。

このたび、私 ●● ○○○ が居住者を代表しまして防火管理者として 自治会長 会長 ○○ ●● (管理権原者) から選任されました。つきましては、私たち一人ひとりのために消防計画のうち皆さまに守っていただく事項をあげておきましたのでご協力をお願いします。

□ 居住者は火災予防上必要な次の事項を守らなければなりません。

1 火災予防上守らなければならないこと。

- (1) ガスコンロ、ストーブなどの火気使用器具やアイロンなどの発熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全の確認など正しく管理に努めること。
- (2) 喫煙は灰皿のある場所で行い、吸いがらの後始末は確実にを行うこと。
- (3) 強風時には、焼却炉の使用、たき火などは行わないこと。
- (4) 灯油、LPGなどの危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
- (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板などの付近には避難に障害となる物品などを置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
- (7) 廊下、EVホール等の共用部分には、可燃物を存置せず、放火させない環境づくりに努めること。

2 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具、火気使用器具などの転倒防止及び物品の落下防止の措置をとること。
- (2) 石油ストーブは、油漏れに注意し、給油に際しては消火してから行うこと。
- (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品などを準備するよう努めること。
- (4) 毎月1日に家族防災会議を又は自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合いをするよう努めること。

□ 居住者は、災害が発生した場合、次によりの確に活動しなければなりません。

1 火災時の措置

- (1) 火災を発見した者は、119番通報したのち非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
- (2) 火災現場付近に居る者は、消火器などを使って初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れた者や、負傷者を発見した者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。

